

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件  
控訴人 控訴人1 外5名  
被控訴人 国

## 証拠説明書20(甲A号証)

2023年6月30日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

同訴訟復代理人 弁護士 森本 智子

同 弁護士 松本 亜士

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A649	東京地裁判決令和4年11月30日判決	写し	2022/1/30	東京地方裁判所裁判官 池原桃子・ 同益留龍 也・同横山 伶太郎	①東京地裁判決の内容 ②性的指向による形式的不平等の存在を否定する被告の主張には理由がないこと ③現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にあること等。
甲A650	判例時報2547号45頁(東京地裁判決判例評釈)	写し	2023/4/21	判例時報	東京地裁判決の判例評釈 「本判決の判断が、いわゆる一票の格差訴訟に関する一連の最高裁判決における「違憲状態」とは異なるものであることも判文から明らか」とされていること
甲A651	名古屋地裁令和5年5月30日判決	写し	2023/5/30	名古屋地方裁判所裁判官 西村修・ 同藤根康 平・同梁川 将成	名古屋地裁判決において、「本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、」憲法24条2項及び憲法14条1項に違反するものであると判断されていること
甲A652	福岡地裁令和5年6月8日判決	写し	2023/6/8	福岡地方裁判所裁判官 上田洋幸・ 同橋口佳 典・同馬渡 万紀子	福岡地裁判決において、「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態にあると言わざるを得ない。」(37頁)と判断されたこと
甲A653	宍戸常寿・曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』(信山社、2022年)(抜粋)	写し	2022/1/30	宍戸常寿・ 曾我部真裕 編(淺野博 宣執筆部分)	札幌地裁判決についての評釈の内容。 札幌地裁判決が本件規定の合憲的部分と違憲的部分の境界を明示することなくなされた部分違憲判断をしたものと評されていること。 札幌地裁判決が限定的にであれ立法府が斟酌できるものとした「同性婚に対する否定的意見や価値観」なるものは「克服すべき同性愛嫌悪(ホモフォビア)」であると評されていること。
甲A654	安西文雄ほか編『憲法学の現代的論点〔第2版〕』[有斐閣、2009年](抜粋)	写し	2009/8/30	安西文雄ほか編(佐々木弘通執筆部分)	本件諸規定の憲法適合性判断のあり方に関わる学説の内容。 一般に、あらゆる法規規定は、一定の法的要件を満たした人々に対して一定の法的効果を付与するという構成をとるものであり、そこには必ず、一定の法的要件を満たす人々と満たさない人々とを分かつ区別事由が存在し、その区別事由に基づく区別取扱いを観念し得るものであること(344頁)。 平等規範に関する合憲性審査は、不平等を主張する側が提起する区別事由を対象として行われるから、誰と誰が、どういう区別事由で分かれているかを明確にすることが大切であり、第一に、そこで提起された区別事由を正当化する立法目的を確定することが必要であると指摘されていること(344~345頁)。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A655	窪田充見『家族法—民法を学ぶ[第4版]』	写し	2019/12/15	窪田充見	「家族」とは主に婚姻関係と親子関係によって構成されること
甲A656	大村敦志『家族法[第3版]』	写し	2010/3/25	大村敦志	同上
甲A657	二宮周平『新法学ライブラリー=9家族法第5版』	写し	2019/1/10	二宮周平	同上
甲A658	木村草太「『差別』のしくみ」一冊の本2023年2月号(朝日新聞出版、2023)抄本(84頁~91頁)	写し	2023/2/1	木村草太	①憲法制定時から現在まで、日本法では、法的な「家族」関係は、親子関係と婚姻関係の二つから成ると理解されてきたこと ②生殖関係のない婚姻関係に嫡出推定規定、養子縁組規定、生殖補助医療の適用を認めることと、婚姻の成立を認めることは別問題であること、 ③東京地裁判決が婚姻に類する制度の可能性により本件諸規定を違憲としなかった理由は合理的なものではなく、合理的理由なく婚姻制度を分けるのは、分離すれど平等の一種であり、差別感情を満足させるための区別と認定せざるをえないこと等
甲A659	高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020)抄本(80頁~83頁)	写し	2020/4/15	高橋和之	①個人の尊厳は、個人と全体(社会・集団)との関係を念頭に置いた観念であり、全体を構成する個々人に価値の根源を見る思想を表現しているものであり、個人の自律的生を可能とするために、憲法は個人と家族や国家との関係を個人の尊厳で表現される個人主義の原理に基づき構成するよう命じたのであること ②戦前には、社会における最も基礎的な集団である家族関係が、個人より集団を重視する価値観を基礎に形成されていたことの反省が、24条に「個人の尊厳」を用いた背景にあることから、「個人の尊厳」の言葉が、特に婚姻及び家族に関する原則を定めた24条で用いられたのは偶然ではないこと ③人は、未来に向かって新しい価値を創造する能力を持ち、従来を踏み台にしてその反省・批判を通じて自律的生を切り開いていく存在なのでありそうして、社会の伝統的価値を踏み台にして新たな価値の発見・創出がなされようというとき、両者のバランスをとるに際して指針となるのが、個人こそが価値の根源であるという個人の尊厳の原理なのであること。

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第3回期日(2023年7月18日)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A660	土井真一「新・判例解説Watch 憲法No. 195 婚姻の際に夫婦別氏の選択を許さない民法750条及び戸籍法74条1号の合憲性」	写し	2022/2/4	土井真一	婚姻制度がすべての人に開かれており、すべての人が利用できるものとして構築されるものであることは、婚姻が有する両当事者の人格的な関係を安定・強化するという個人の幸福追求における重要な意義及び社会の基盤・秩序を形成するという社会的意義にも合致すること 憲法24条は、社会において形成される婚姻その他の家族関係のうち、憲法が家族に期待する役割・機能に照らし重要なものを取り上げて、適切に規制し、法的保護を与えるよう求めるものであること
甲 A661	『日本国憲法制定の過程Ⅱ解説-連合国総司令部側の記録による-』(有斐閣)	写し	1972/11/30	高柳賢三、大友一郎、田中英夫	GHQ草案の23条においては、同条は1項と2項に分離されることなく一つの条文案として策定され、その後の帝国議会による審議・修正を経て、現行憲法24条と同様に1項と2項が分離されるに至ったこと